

令 4 廃リ 対 策 第 1 2 6 号
令和 4 年 (2022 年) 5 月 1 7 日

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等に関する報告書の提出について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の 3 第 7 項の規定に基づき、前年度に産業廃棄物の処理を委託し、産業廃棄物管理票の交付実績がある場合、毎年 6 月 30 日までに報告書を作成し、提出することとなっておりますので、当該提出について遺漏なきよう、下記について貴会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 提出対象者

令和 3 年度に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者
（令和 3 年度の交付状況についての提出です。）

2 提出様式

法施行規則 様式第三号（別紙 1 参照）

3 提出先等

(1) 下関市を除く山口県内の排出事業場

排出事業場の所在地を管轄する県健康福祉センター（別紙 2 参照） 正副 2 部
※様式第三号による提出に代えて、下記ウェブページから電子申請による提出もできます。
（山口県産業廃棄物管理システム：<https://haikibutsu.pref.yamaguchi.lg.jp/apply/index.php>）

(2) 下関市内の排出事業場

下関市環境部廃棄物対策課 1 部

4 その他

- (1) 提出者は、産業廃棄物の処理委託契約を締結した所属長として支障ありません。
- (2) 電子マニフェストを利用して産業廃棄物の処理を委託したものについては、提出不要です。
- (3) 提出様式、記入例等を県ウェブページ等に掲載していますので参考にしてください。
 - ・ 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課ウェブページ
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20821.html>
 - ・ 下関市環境部廃棄物対策課ウェブページ
<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/54/2136.html>

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物指導班 TEL：083-933-2988 FAX：083-933-2999
--